

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	2-6
処分の種類	一般粉じん発生施設の基準適合命令・一時停止命令			
根拠法令条例等・条項	大気汚染防止法第18条の4			
処分の概要	一般粉じん発生施設設置者が管理基準等を遵守していない場合、基準の遵守及び施設の一時使用停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 大気汚染防止法第18条の4 都道府県知事は、一般粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			